

最高裁秘書第1744号

平成31年4月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月1日付け（同月4日受付、最高裁秘書第603号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成29年9月25日付け報告書簡「ソウル回生法院における倒産裁判官会議について」（片面で9枚）
- (2) 平成29年9月29日付け報告概要「出張報告（ソウル回生法院における倒産裁判官会議）」（片面で1枚）

2 開示の実施方法等

(1) 実施の方法

1の各文書（1の(1)の文書の別紙（片面で1枚）を除く。）について、写しの送付。1の(1)の文書の別紙は閲覧のみ。

(2) 閲覧の場所

最高裁判所事務総局秘書課

(3) 開示（閲覧）の実施期間

平成31年4月26日から同年5月20日まで（平成31年4月27日か

ら同年5月6日まで、土、日、祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで
(午後零時15分から午後1時までを除く。)

※ 一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(平成 29. 9. 25)

ソウル回生法院における倒産裁判官会議について（報告）

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事 上拂 大作

1 はじめに

当職は、平成 29 年 9 月 14 日から同月 16 日までの間、大韓民国に出張し、同国ソウル市所在のソウル回生法院において同月 15 日に開催された倒産裁判官会議（2017 Judicial Conference on Insolvency—Seoul Bankruptcy Court—、以下「本会議」という。）に出席した。

本報告書では、ソウル回生法院の概要等を説明した上で、本会議の日程や議論の概要等について報告する。

2 ソウル回生法院（Seoul Bankruptcy Court）の概要等

ソウル回生法院は、倒産事件を専門的に処理するため、平成 29 年 3 月 1 日に新たに設立された裁判所である。韓国では、大法院、高等法院、地方法院（これらは、我が国における最高裁判所、高等裁判所、地方法院にそれぞれ相当する。）のほか、既に特許法院、家庭法院、行政法院といった専門法院が設けられていたが、新たな専門法院として回生法院が設けられた。現時点では、ソウル市にのみ回生法院が設置されているが、将来的には、各地域の地方法院を単位に、それぞれ回生法院を設置することが予定されている。

韓国においては、1997 年（平成 9 年）に生じた外貨危機を契機に、IMF 救済融資を受けて以来、種々の倒産関連法制の改正をし、2005 年（平成 17 年）には、UNCITRAL の国際倒産に関するモデル法（Model Law on Cross-Border Insolvency）に応じて、「債務者回生

及び破産に関する法律」を制定し、翌年の2006年（平成18年）4月1日から施行している。その後も、韓国型プレパッケージ型回生手続、効率的なM&Aのためのストーカーホース売却方式（Stalking Horse Bid）の導入、個人回生・個人破産向けのコンサルティング業務（Credit Counseling）の開始など、国内の問題状況に応じた解決方策を積極的に導入するとともに、国際倒産に応じて、外国当事者のためのQ&Aコーナーをホームページに新設し、外国人が母国語で問い合わせできる電子メールアカウントを開設している。

また、2014年（平成26年）には、既に民事訴訟事件で実施されていた電子的処理に倣って、倒産事件においても電子的な事件処理を開始した。法人回生及び法人破産に限っては全面的に電子化されているほか、AIを用いて経済と倒産事件の動向をデータ分析するなど、電子的処理を前提とした裁判実務が定着しつつある様子である。

このような状況下において、倒産事件の専門的で一貫した迅速処理を可能とすることにより、韓国の経済的な発展に貢献することを企図し、韓国の倒産法制の国際的な地位を確立するため、ソウル回生法院が設立された。倒産手続に対する否定的なイメージを払拭し、手続の利用促進を図るため、破産法院又は倒産法院とは名付けずに、より肯定的なイメージを抱く「回生法院」という名称を選択したものである。

3 本会議の日程及び議論の概要等

(1) 本会議の日程、会場等について

本会議の日程は、主催者が作成した別紙「Conference Schedule」のとおりである。本会議の前日（平成29年9月14日）には、プレ・カンファレンスが開催されており、それに引き続く形で本会議が開催されたものである。本会議は5つのセッションで構成されており、ソウル回生法院等の韓国の裁判官（所長又は裁判長クラス）が司会進行

役を務め、米、英、蘭、豪、日、中、韓の裁判官、弁護士又は学識経験者がパネリストとして意見交換する形で進行した。当職は、そのうちセッション1、セッション3、セッション5のパネリストとして意見交換に参加した。

本会議は、ソウル裁判所合同庁舎 (Seoul Court Complex) 1階のカンファレンス・ホールで開催された。300名ないし400名の聴衆を収容可能なホールであり、壇上に司会進行役及びパネリストの席が設けられ、壇上奥の壁面に設置された大画面のスクリーンには、各セッションの進行に合わせて論点項目や統計資料が示されるほか、発言中のパネリストの表情も映し出される仕組みとなっていた。聴衆席は、韓国の法曹関係者やマスコミに開放され、各セッションとも聴衆席の半分以上が埋まっていた。ホールの入口付近では、本会議の模様を報じるリポーター及びカメラマンの姿も見られた。

本会議の冒頭には、ソウル回生法院の所長判事 (Chief Judge, Seoul Bankruptcy Court) による歓迎の挨拶があり、最高裁判事 (Justice, Minister of National Court Administration) 及びロースクール教授 (Professor, Ewha Womans University Law School) による各講演も行われた。これらの挨拶や講演の中で、本会議の目的は、韓国倒産法制の持続的な発展や国際倒産における外国裁判所との協調・連携を深めることにある点などが明らかにされ、上記2で報告した韓国倒産法制の歴史のほか、ソウル回生法院の設立趣旨やその先進的な取組みなどが紹介された。

(2) プレ・カンファレンスについて

本会議の内容を報告する前に、プレ・カンファレンスについても若干コメントをしたい。プレ・カンファレンスでは、2つのセミナーが実施されており、1つ目は、米国連邦破産裁判所ニューヨーク州南地

区 (US Bankruptcy Court, Southern District of New York) の判事を講師とする「資金的に窮乏する事業を効果的に再生する手法～米国的観点から」(How we effectively reorganize financially distressed businesses: U.S. perspective) と題するセミナーであり、2つ目は、米国イリノイ州北部のチャプター13の常設管財人 (Ch.13 Standing Trustee, Northern Illinois) を講師とする「チャプター13の常設管財人事務所の機能」(How it works: Chapter 13 Standing Trustee's Office) と題するセミナーであった。

当職は、本会議に招聘されたものであって、上記のプレ・カンファレンスには参加しておらず、上記各セミナーの詳細を承知していないが、前者のセミナーでは、ソウル回生法院の裁判官らが意見交換に参加し、後者のセミナーでは、同法院の裁判官だけでなく、個人再生委員 (Personal Rehabilitation Commissioner) を務める弁護士も意見交換に参加しており、韓国が模範とする米国の倒産法制を積極的に学ぼうとする姿勢が感じられた。本会議中の休憩時間等に韓国の法曹関係者と会話した際にも、上記各セミナーで得られた知見は重要なものであり、今後の運用を考える上で有益であった旨の感想を数多く聞いた。本会議における意見交換の際にも随所に見られたように、ソウル回生法院においては、諸外国の優れた倒産法制を積極的に取り入れて自国の倒産法制を改善しつつ、国際倒産の場面で外国裁判所の倒産手続と円滑な連携を図るための方策を模索する姿勢が顕著であった。

(3) セッション1について

セッション1は、国際倒産をめぐる重要な諸問題 (Major issues on cross-border insolvency) を議題とするものであった。具体的には、①多国籍企業の倒産手続が複数国の裁判所に係属することを念頭に、各国の倒産手続の相互協力や調和をどのように図るか、②外国倒産手

続の承認援助手続に関する各国の運用の実情はどのようなものか、③外国倒産手続の承認援助の要件である「公の秩序」(Public Policy)に関わる問題として、当該外国における国内債権者の保護をどのように考慮するか、④担保権や優先的な債権の定めなど国際倒産に適用される私法の内容はどのようなものかについて、各パネリストが自国の実情を紹介しつつ意見交換をした。

その中でも印象的であったのは、上記①の問題に関して、米国連邦破産裁判所の裁判官が、隣国カナダの破産手続と統一的な進行を実現するために、カナダの裁判官と直接連絡を取り合って協議し、関係者を同一の期日で共同して審尋をする(joint hearing)など、かなり踏み込んだ運用を行っている点であった。また、上記②の問題に関しては、経済大国である日本に相応の経済的拠点を有する外国企業が多いなどとして、各国のパネリストから、日本における外国倒産手続の承認援助手続につき詳しい説明を求められる場面もあったが、今後、我が国においても、外国倒産手続とどのように向き合って協調していくかがより重要な課題になってくるものと感じた。そして、上記③の問題に関しては、外国倒産手続を主宰する外国裁判所が国内債権者に対しても当該外国倒産手続の告知を可能な限り行う点において、各パネリストの共通認識の醸成が図られたものと思われる。

上記④の問題に関しては、韓国の裁判官より実例が紹介され、それに対して英国の裁判官によるコメントが補足された。英国においては、韓国企業を対象とする韓国の回生手続を承認援助した結果、当該韓国企業を被告とする英国内の訴訟手続が中断したが、準拠法が英國法であり、英国内の訴訟手続を進行させた方が事案全体の早期解決に資するなどとして、英国内の訴訟手続を進行させたようである。

(4) セッション3について

セッション3は、企業再生とプレパッケージ型再生計画との組合せ(Hybrid restructuring and pre-packaged plan)を議題とするものであった。具体的には、①事業再生に係る裁判所外の私的整理、②プレパッケージ型再生計画、③DIPファイナンス、④M&Aと事業再生手続について、各パネリストが自国の実情を紹介しつつ意見交換をした。

上記①ないし④の各問題については、各国の実情は様々であり、当該国の経済状況や経済政策、国民性等を色濃く反映しているように感じた。日本では、事業再生に係る裁判所外の私的整理が数多く実施され、事業の継続価値に着目して再生企業を支援するスポンサーに恵まれ、DIPファイナンスや事業譲渡、M&Aも盛んであるなどと当職より紹介したところ、そのように事業再生をめぐるビジネスが発展した背景事情に対して各パネリストは大いに関心を示していた。特に韓国の裁判官は、倒産企業の再生を支援するスポンサーを確保するのに苦労しているため、各国の工夫例を積極的に取り入れたいと発言していた。また、上記②の問題に関しては、各国とも適用される事例が限定的だったので、プレパッケージ型民事再生の難しさを改めて痛感した。

(5) セッション5について

セッション5は、非営利法人に係る倒産(Insolvency of non-profit entities)を議題とするものであった。具体的には、①非営利法人に係る倒産事件の現状、②非営利法人に係る倒産事件で目立つ特徴、③非営利法人に対する監督規制、④非営利法人のM&Aについて、各パネリストが自国の実情を紹介しつつ意見交換をした。

上記①②の問題に関しては、各国とも、非営利法人に係る倒産事件の件数は非常に少ない状況にあり、財産が寡少であるなどの理由から

倒産処理に適さないケースが多いようである。また、上記③の問題に
関しては、非営利法人に対する監督規制の内容・程度は、当然のこと
ながら国によって異なっており、倒産処理手続に入ることを選択する
か否かにも影響を及ぼしていることを確認できた。とりわけ韓国では、
非営利法人に対する監督規制が裁判所の倒産処理手続の妨げになるケ
ースが散見されるようである。そして、上記④の問題に関しても、非
営利法人に対する監督規制の内容・程度により、非営利法人のM&A
を幅広く活用できるか否かに差異が生じていることを確認できた。

(6) まとめ

セッション3及び5の議題は、韓国の国内事情を反映した出題であ
ったようであるが、各国の実情が様々であったため、意見交換という
よりも、各国の実情を紹介するのに終始した印象であった。それに対
して、セッション1では、米英の裁判官が国際倒産の経験を豊富に有
しており、韓国の裁判官も国際倒産の現状に大きな関心を有していた
ため、これらの国のパネリスト間での意見交換が盛り上がっていた。

4 最後に

韓国では、近年、海運事業者の回生手続において、世界各国で船舶の
差押え（主として船舶先取特権に基づくもの）を受け、事業再生の大き
な妨げとなつたため、約10か国で回生手続の承認援助を申し立てた実
例があり、広く社会の耳目も集めたようである。そのため、国際的に通
用する倒産処理手続を整備することは、自国の経済的発展にも貢献する
ものと理解され、今般のソウル回生法院の設立を後押しする要因にもな
っている。

本会議に参加して感じたのは、先進的な制度を積極的に導入しようと
するソウル回生法院の意欲的な取組みである。ソウル回生法院の所長判
事の「ソウル回生法院は、東アジアにおける倒産処理手続の中心的な存

在（hub court）でありたい。」との発言は大変印象的であった。

休憩時間に韓国の裁判官・弁護士と英豪の裁判官と雑談した際、恐らく第一中央汽船の再生事件のことを指しているものと思われるが、「日本の海運事業者の再生事件では、どこの国でも船舶の差押えを受けることがなく、日本の再生債務者及び裁判所の手際が良かった。」などと称赞を受ける場面もあった。このことからも明らかのように、倒産事件に携わる裁判官としては、国際的な倒産事件をめぐる諸問題に精通する必要があるものと改めて認識した。海外事業に積極的な企業の倒産事件を適切に処理するためには、外国裁判所又は外国倒産手続との連携及び協働が重要であり、今後もその重要性が増していくものと思われる。

本会議に参加して各国の裁判官等と意見交換をすることを通じて、国際的な倒産や各国の実情等につき知見を得ることができ、大変有意義であった。このような機会を与えていただいたことに深く感謝したい。

なお、本報告では、本会議の議論の概要等を紹介したが、各パネリストの英語での発言スピードが速く、その聞き取りが困難であった部分も相当程度あった。ひとえに当職の英語力の問題であるが、この点はご容赦いただきたい。

以上

平成 29 年 9 月 29 日

出張報告（ソウル回生法院における倒産裁判官会議）

東京地方裁判所判事 上 拂 大 作

平成 29 年 9 月 14 日から同月 16 日までの間、大韓民国に出張し、ソウル回生法院（Seoul Bankruptcy Court）において同月 15 日に開催された倒産裁判官会議に出席した。その概要は次のとおりである。

1 ソウル回生法院の概要

ソウル回生法院は、倒産事件について専門的で一貫した迅速処理を可能とし、韓国の倒産法制の国際的な地位を確立するため、平成 29 年 3 月 1 日に新たに設立された裁判所（専門法院）である。

2 本会議の概要

本会議は、韓国倒産法制の持続的な発展や国際倒産における外国裁判所との協調・連携を深めること等を目的としたものであり、ソウル回生法院等の裁判官（所長又は裁判長クラス）が司会進行役を務め、米、英、蘭、豪、日、中、韓の裁判官らがパネリストとして意見交換する形で進行した。本会議は 5 つのセッションで構成されていたが、当職は、そのうち 3 つのセッション（①国際倒産をめぐる重要な諸問題、②企業再生とプレパッケージ型再生計画、③非営利法人に係る倒産事件）にパネリストとして参加した。

3 所感

ソウル回生法院では、先進的な外国の制度・運用を積極的に導入し、国際倒産の円滑な処理に意欲的に取り組んでいる。倒産事件に携わる裁判官としては、国内倒産手続だけでなく、国際倒産をめぐる諸問題に精通する必要があるが、本会議に参加して、国際倒産や各国の実情等につき知見を得ることができ、大変有意義であった。

以上